

◆選舉告示第三号

昭和二十四年八月二十三日選舉告示第一号告示中鳥取縣農地委員会委員の總選舉の候補者について次の通り訂正の届出があった。

昭和二十四年八月二十六日

鳥取縣農地委員会委員選舉第一選舉区選舉長

山根誠四郎

記

第三号候補者谷口壽瑛の生年月日明治四十一年十一月五日を明治四十三年十一月五日に訂正

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員会委員の總選舉に於て特別投票の事務取扱場所が次のように定められた。

第一選舉区 第一投票区 鳥取市役所

第二同 浦富町役場

第三同	賀茂村同
第四同	若櫻町同
第五同	智頭町同
第六同	浜村町同
第七同	大正村同
第八同	手間村同
第九同	大篠津村同
第十同	倉吉町同
第十一同	東郷松崎村同
第十二同	八橋町同
第十三同	根雨町同
第十四同	溝口町同
第十五同	日野上村同

鳥取縣公報

昭和二十四年八月三十日 火曜日

規則

◆鳥取縣規則第八十一号

鳥取縣盲ろうあ兒施設規則を次のように定める。

昭和二十四年八月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條 児童福祉法に定めるところに従い盲兒又はろう

あ兒を入所させてこれを保護するとともに獨立自活に必要な指導をするため鳥取市に縣立の盲ろうあ兒施設を設置する。

第二條 施設に左の職員を置く。

施設の長（兒童指導員を兼ねる）

兒童指導員 若干名

職業指導員 同

保母 同

第八條 処務細則その他施設内の諸規程は知事の承認を

書記 同
雇傭人 同
嘱託医 同

第三條 施設の長は收容兒童の保護指導その他施設の事務を掌理し所屬職員を指揮監督する。

第四條 兒童指導員、職業指導員及び保母は施設の長の命をうけて收容兒童の保護指導に從事する。

第五條 書記は施設の長の命をうけて庶務及び会計に從事する。

第六條 施設の設備、職員及び運営については昭和二十三年十一月二十九日厚生省令第六十三号兒童福祉施設最低基準に定めるところによる。

第七條 施設の名称、所在地及び收容兒童の定員は知事が定めこれを告示する。

得て施設の長がこれを定める。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

◇**鳥取縣規則第八十二号**

鳥取縣精神薄弱兒施設規則を次のように定める。

昭和二十四年八月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣精神薄弱兒施設規則

第一條 児童福祉法の定めるところに従い精神薄弱の児童を入所させてこれを保護するとともに獨立自活に必要な知識技能を与えるため米子市に縣立の精神薄弱兒施設を設置する。

第二條 施設に左の職員を置く。

施設の長(兒童指導員を兼ねる)

若干名

兒童指導員

同

職業指導員

同

保母

同

第三條 施設の長は收容兒童の保護指導その他施設の事務を掌理し所屬職員を指揮監督する。

第四條 兒童指導員、職業指導員及び保母は施設の長の命をうけて收容兒童の保護指導に從事する。

第五條 書記は施設の長の命をうけて庶務及び会計に從事する。

第六條 施設の設備、職員及び運営については昭和二十三年十二月二十九日厚生省令第六十三号兒童福祉施設最低基準に定めるところによる。

第七條 施設の名称、所在地及び收容兒童の定員は知事が定めこれを告示する。

第八條 処務細則その他施設内の諸規程は知事の承認を得て施設の長がこれを定める。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

鳥取縣地方競馬實施規程中改正規程

昭和二十三年十月鳥取縣規則第六十九号鳥取縣地方競馬實施規程の一部を次のように改める。

昭和二十四年八月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇**鳥取縣規則第八十五号**

昭和二十三年十月鳥取縣規則第七十六号鳥取縣林產物等検査規則の一部を次のように改める。

昭和二十四年八月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十四年八月鳥取縣規則第七十六号鳥取縣林產物等検査規則の一部を次のように改める。

昭和二十四年八月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

附則第十九條第二項中「又は検査吏員証」「又は施行規則第二條の証明書」を削る。

告 示

◇**鳥取縣告示第四百七十一号**

昭和二十四年八月鳥取縣規則第八十一号鳥取縣官らうあ兒施設規則による縣立官らうあ兒施設を次の通り設置して昭和二十四年九月一日から業務を開始する。

◇**鳥取縣規則第八十四号**

鳥取縣公報 第二千四十一號 昭和二十四年八月三十日 (第三種郵便物認可)

一、名 称 鳥取縣立兒童福祉施設積善學園
 二、所在地 鳥取縣鳥取市湯所町一三一番地
 三、收容兒童の定員 六十四名

一、名 称 鳥取縣立兒童福祉施設皆生學園
 二、所在地 鳥取縣米子市東福原一、九四四の二地
 三、收容兒童の定員 十六名

昭和二十四年八月三十日

昭和二十四年八月三十日

◇鳥取縣告示第四百七十一號
 農林省告示第二百十九號指定農林物資割当規則第十六條
 第一項第一号に基き生産業者が自己の業務に使用する場合は次の事項を知事に届け出なければならない。
 但しちよ麻は除く。

昭和二十四年八月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、住所及び氏名

二、使用する指定農林物資の種類、銘柄、数量

三、用 途

◇鳥取縣告示第四百七十四號
 左に掲げる告示は廢止する。
 昭和二十四年八月三十日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
 昭和二十二年五月一日鳥取縣告示第百七十三號（玉繭、
 屢繭副蚕糸及眞綿統制規則第二條による副蚕糸取扱業者の
 指定）
 昭和二十二年五月一日鳥取縣告示第百七十一號（玉繭、
 屢繭副蚕糸及眞綿統制規則第二條による副蚕糸取扱業者の
 指定）

◇鳥取縣告示第四百七十三號
 左に掲げる告示は廢止する。
 昭和二十四年八月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十四年八月三十日

鳥取縣公報 第二千四十一號 昭和二十四年八月三十日 (第三種郵便物認可) 四

鳥取縣公報 第二千四十一號 昭和二十四年八月三十日 (第三種郵便物認可) 五

昭和二十二年一月鳥取縣告示第七号（林產物検査吏員証交付）及び昭和二十三年三月鳥取縣告示第百七号（林產物検査吏員証交付並に返納）は廃止とする。

昭和二十四年八月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第四百七十八号

昭和二十四年六月鳥取縣告示第一七九号中「三・検査吏員を示す番号」を次のように追加し又は削除する。

昭和二十四年八月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

追加削除の別	同上年月日	番号	所屬地方	事務所名	氏 名
削除	一四、八、一	10	岩美	山本善太郎	花房由次郎
同 同	同	17	八頭	大坪龜重郎	小谷辰治
同 同	同	119	日野	福田義一	中島治忠
同 同	二四、六、三〇	127	同	矢田貝悦夫	浜崎豊藏
同 同	一四、八、一	128	同	井田正壽	姫田榮藏
追加	一四、八、三三	10	岩美	種子道藏	木下友太郎
			清水幹夫	兒玉由市	松田郁一
					大野保三
					山本清太郎

價格査定委員会監査員規程第二條但書の規定により八月二十五日次のように監査員を解任した。

昭和二十四年八月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

◇鳥取縣告示第四百七十七号

昭和二十四年六月鳥取縣告示第一七九号中「三・検査吏員を示す番号」を次のように追加し又は削除する。

昭和二十四年八月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

追加削除の別	同上年月日	番号	所屬地方	事務所名	氏 名
削除	一四、八、一	10	岩美	山本善太郎	花房由次郎
同 同	同	17	八頭	大坪龜重郎	小谷辰治
同 同	同	119	日野	福田義一	中島治忠
同 同	二四、六、三〇	127	同	矢田貝悦夫	浜崎豊藏
同 同	一四、八、一	128	同	井田正壽	姫田榮藏
追加	一四、八、三三	10	岩美	種子道藏	木下友太郎
				兒玉由市	松田郁一
					大野保三
					山本清太郎

昭和二十四年八月三十日 外 火曜日

鳥取縣公報

農地選舉告示

◇選舉告示第一号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員會委員の総選舉に第一選舉区において次のとおり立候補の推薦届出があつた。

昭和二十四年八月三十日

鳥取縣農地委員會委員選舉第一選舉區選舉長 篠 田 伊 三 郎

届出月日	委員候補者氏名	農地調査法第十五條各項区分	生年月日	住 所	推 薦 届 出 者 氏名	生年月日	住 所
八月二十七日	長尾 良一 第三号 農業男	明治四十一年九月一日	日野郡日光村大字大河 原一〇一二番地	門田 定藏	明治十九年七月一日	東伯郡上北條村中江四番屋敷	

◇選舉告示第四号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員會委員選舉に第一選舉区に於て次のとおり立候補の届出があつた。

昭和二十四年八月三十日

鳥取縣公報 每週曜日發行(休日二當月) 昭和二十四年八月三十日 (昭和二十四年四月十五日) 一
第三種郵便物認可